

第3章 プランのめざす方向

1 基本目標・基本理念

プランの基本目標は「男女共同参画社会の実現」を継承し、基本理念は春日井市男女共同参画推進条例第3条に基づき、次の5つとします。

【基本目標】 男女共同参画社会の実現

【基本理念】

春日井市男女共同参画推進条例第3条

● 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

● 社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

● 施策等の立案及び決定への共同参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

● 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。

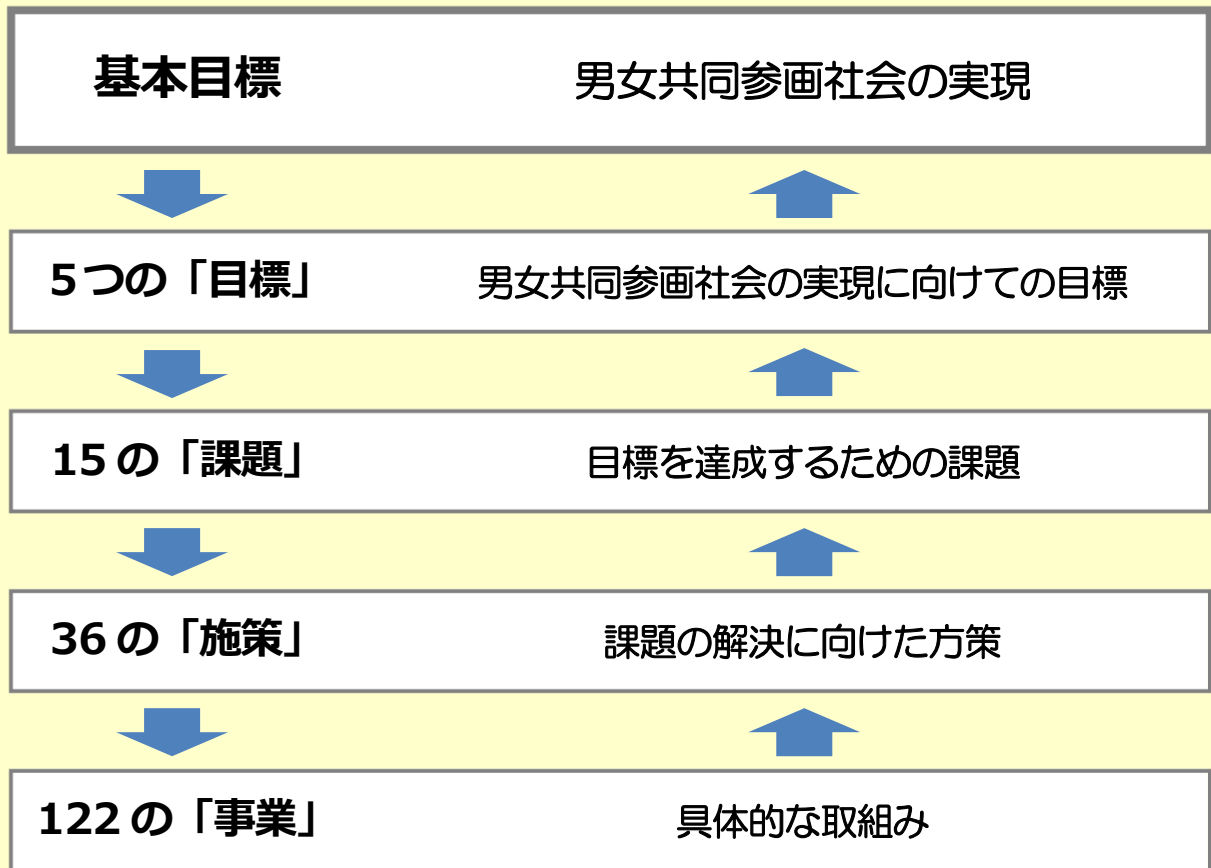
● 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組みは、世界的視野のもとに行われること。

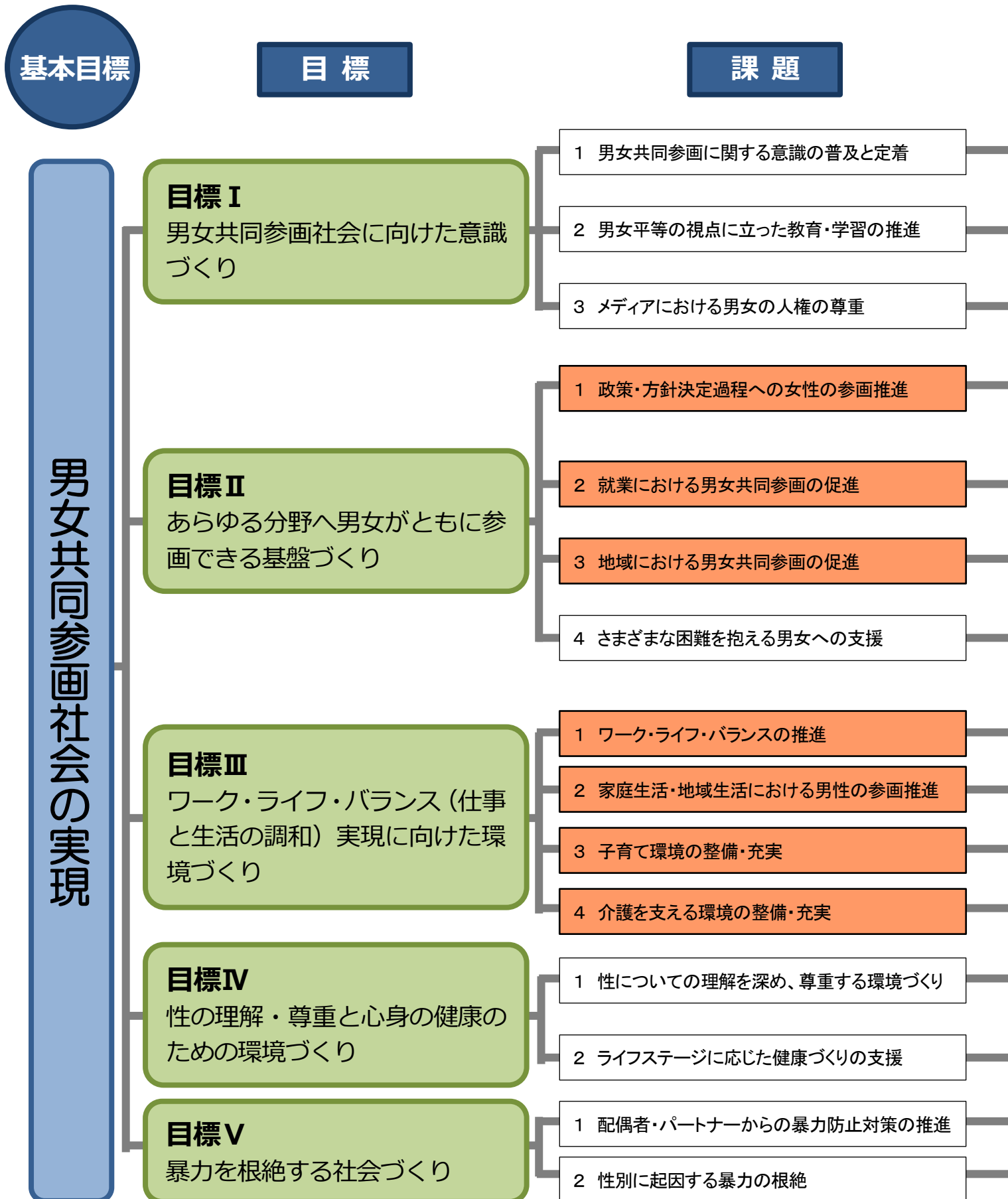
2 プランの全体像

市民・事業者とともにめざすべき基本目標に向かって、基本理念に基づき、段階的・総合的に進めていきます。

～プランの全体像～



3 施策の体系



施策

- 1 男女共同参画推進のための意識づくりと慣習・慣行の見直しの促進
- 2 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 3 男女共同参画拠点施設の充実

- 4 子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進
- 5 男女共同参画の視点に立った学習機会の提供
- 6 教育・保育に携わる者や市職員などに対する男女共同参画意識の浸透

- 7 メディアリテラシーの向上
- 8 広報・刊行物などにおける性差別表現の排除

- 9 審議会などへの女性委員の積極的登用
- 10 事業者などにおける女性の参画促進・啓発
- 11 市における女性の参画推進
- 12 地域活動における意思決定過程への女性の参画促進とリーダーの育成

- 13 女性がより働きやすい職場環境の整備
- 14 商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進
- 15 女性のチャレンジ支援

- 16 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及
- 17 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進
- 18 防災活動への男女共同参画の促進

- 19 高齢者・障がい者への支援
- 20 ひとり親家庭への支援
- 21 在住外国人への支援

- 22 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- 23 事業者などに対する啓発と取組みへの支援

- 24 男性の主体的な家事・育児・介護の促進
- 25 参加しやすい地域活動の促進

- 26 子育て・保育サービスの充実
- 27 育児相談・保健指導の充実

- 28 介護サービス・介護予防サービスの推進
- 29 介護を担う人々への支援と介護サービス職員の資質向上

- 30 性・命に関する教育の充実
- 31 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
- 32 性の多様性への理解促進

- 33 心身の健康保持・増進のための環境整備
- 34 性差を考慮した相談体制の充実

- 35 春日井市DV対策基本計画(第2次)の取組みに基づく施策の推進

- 36 ストーカー・性犯罪等防止対策と被害者への支援

女性活躍推進法に基づいた推進計画